

下請事業者のための下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

知って得する 下請法

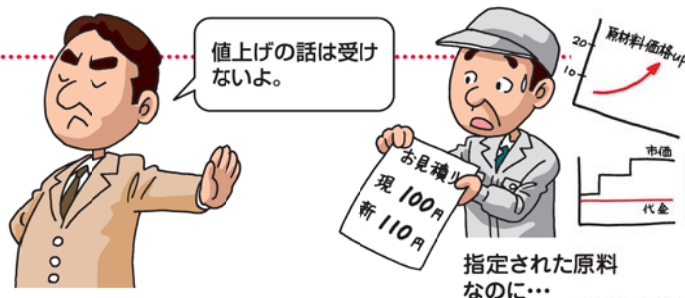
下請法を知っていれば、あなたのビジネスを改善できるかもしれません



公正取引委員会

このようなトラブルで困ったことはありませんか??

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた!

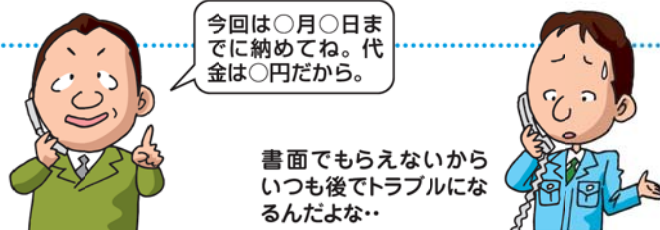


下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るための法律です。親事業者は、以下の禁止行為を行った場合には、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法に違反することになります。

買いたたき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買いたたきに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

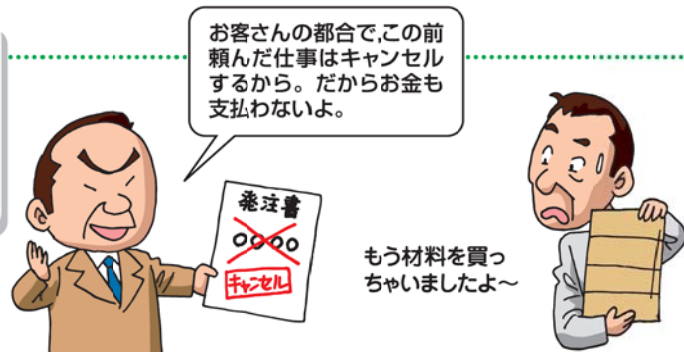
発注を受けるときはいつも口頭!



発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

発注を取り消された!



受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者は責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

代金を支払日に払ってもらえなかった!



下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければなりません。

支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

遅延利息を支払う義務

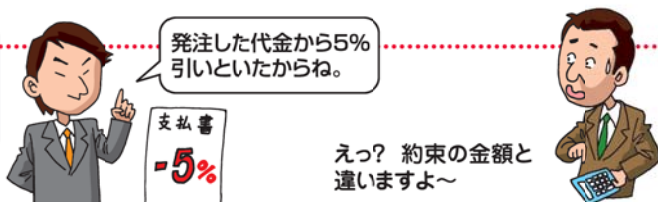
親事業者は、製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

（問題となる事例）

- 親事業者が、社内検査や社内の事務処理の遅延を理由に支払期日に下請代金を支払わない（下請事業者からの請求書の提出遅れによる場合も含まれます。）。
- 親事業者の支払制度が月末納品締翌月末払いとなっている。

こんな場合も下請法上問題になります！

注文を受けた後に値引きされた！



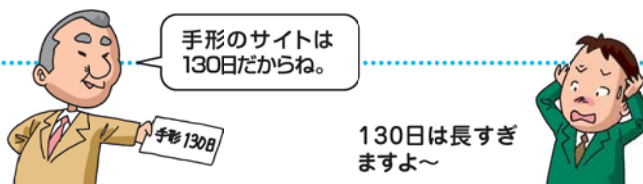
下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、出精値引きと称して一方的に下請代金から差し引いた。
- 親事業者が既に発注した取引まで遡って、引き下げた新単価を適用した。
- 書面による合意がないにもかかわらず、親事業者は、銀行への振込手数料を下請代金から一方的に差し引いた。
- 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。

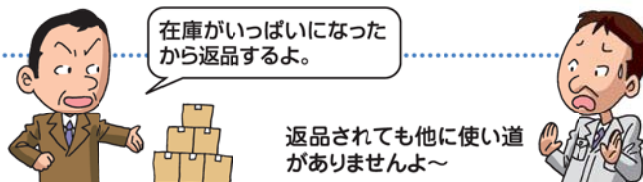
長すぎるサイトの手形を渡された！



割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。

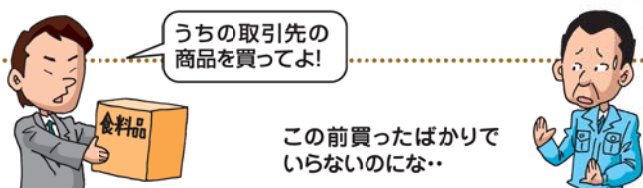
納品したものを返品された！



返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。

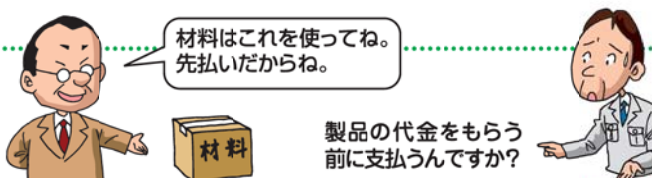
指定された商品やサービスを押し売りされた！



購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

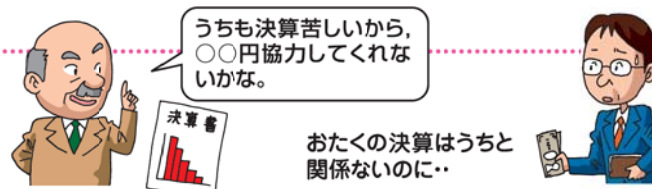
納品する製品の代金をもらう前に材料費を支払わされた！



早期決済

親事業者が下請事業者に購入させた原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合は、納品したその物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

協賛金を支払わされた！



不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

以下の取引は下請法の対象です

下請取引 = 取引の内容 + 資本金規模

下請法が適用される下請取引は、①取引の内容と、②事業者の資本金（出資金を含みます。）規模の両面から定められています。この両方の条件に合致した下請取引に対し、下請法が適用されます。

うちの取引は下請取引になるのかなあ。



ケース1

取引の内容

- ① 物品の製造・加工委託 *1
- ② 物品の修理委託
- ③ プログラムの作成に係る情報成果物の作成委託
- ④ 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務の提供委託

資本金規模

下請事業者	委託*2	親事業者
3億円以下の法人事業者・個人事業者	←	3億円超の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万円超3億円以下の法人事業者

*1 物品には、その半製品、部品、附属品、原材料や、これらの製造に用いる金型を含みます。

*2 委託とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」に含まれません。

ケース2

取引の内容

- ① 情報成果物（プログラムを除く。）の作成委託
- ② 役務（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）の提供委託*

資本金規模

下請事業者	委託	親事業者
5千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	5千万円超の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万円超5千万円以下の法人事業者

* 建設業を営む者が請け負う建設工事は下請法の対象外です。

下請法を更に詳しく知りたい方は <http://www.jftc.go.jp> までアクセスを！

下請法上の問題かな、と思ったら

親事業者に対して、下請法上の問題点を指摘してみましょう。
親事業者の担当者が下請法の内容を知らないだけかもしれません。

親事業者に対して指摘することが難しいときは・・・

公正取引委員会に御相談ください。その行為が下請法上、問題となるかどうかについて照会することができます。また、公正取引委員会と協力して調査や改善指導等を行っている中小企業庁や各経済産業局でも御相談を受け付け、下請事業者の利益の保護を図るため、適正な対処を図っています。問い合わせ先は裏面を御参照ください。

違反に対する勧告・警告

- 公正取引委員会は、下請法に違反している親事業者に対して勧告・警告を行っています。勧告した場合は、親事業者の会社名等を公表しています。
- 公正取引委員会は、勧告や警告により、親事業者の違法行為を取りやめさせたり、下請代金の減額分を下請事業者に対して返還させています。

御相談していただいた下請事業者の方々からの声！！

- 公正取引委員会の指導の結果、親事業者から差し引かれていた下請代金が返ってきた。
- 支払制度が変更され、下請代金が早く支払われるようになった。
- これまで口頭で発注されていたが、発注書面がもらえるようになり発注内容が明確になってよかった。

調査協力へのお願い

公正取引委員会の違反事件調査には、下請事業者の方々からの情報提供が不可欠です。御理解と御協力をよろしくお願いします。

下請法違反の疑いのある情報についての提供のお願い

公正取引委員会では、下請法上の問題に直面している下請事業者から、下請法違反のおそれのある行為を行っている親事業者に関する情報の提供（申告）を受け付けています。お電話のほか、公正取引委員会のホームページ（電子窓口）も御利用ください。

URL : <http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi.chuishitauke.html>

- 公正取引委員会では、こうした情報を御提供していただいた場合、下請事業者の意思に反して直ちに親事業者の事務所等に立入検査を行うわけではありません。親事業者に対して調査を行う場合は、情報を提供していただいた下請事業者が特定されないよう、様々な工夫をしています。
- 公正取引委員会は、下請事業者からいただいた情報を厳重に管理しています。

親事業者に関する情報提供のお願い

公正取引委員会では、下請法の遵守状況についての報告を求めるとともに、下請法の普及啓発を目的に、毎年、数万社の親事業者に対して調査票を送付しています。貴社の取引先のうち、下請法上の問題があると考えられる親事業者であって公正取引委員会から調査票を送付することが適当と考えられる親事業者があれば、下記アドレスのフォームにより御連絡ください。

URL : <https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

御相談や御質問は、全国の相談窓口まで

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987
千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03 (3581) 3373 (直)
<http://www.jftc.go.jp>
(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042
札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011 (231) 6300 (代)

東北事務所 下請課

〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022 (225) 8420 (直)

中部事務所 下請課

〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052 (961) 9424 (直)
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008
大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06 (6941) 2176 (直)
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所中国支所 下請課

〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082 (228) 1501 (代)

近畿中国四国事務所四国支所 下請課

〒760-0068
高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎
TEL 087 (834) 1441 (代)

九州事務所 下請課

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092 (431) 6032 (直)

沖縄総合事務局 総務部公正取引室

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098 (866) 0049 (直)

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912
千代田区霞が関1-3-1
TEL 03 (3501) 1669 (直)
<http://www.chusho.meti.go.jp/>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808
札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011 (709) 1783 (直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL 022 (221) 4922 (直)

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715
さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048 (600) 0325 (直)
(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒450-0003
名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL 052 (589) 0170 (直)
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06 (6966) 6037 (直)
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082 (224) 5661 (直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL 087 (811) 8529 (直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092 (482) 5450 (直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098 (866) 1755 (直)

このほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、財団法人全国中小企業取引振興協会及び都道府県協会でも、下請法に関する相談を受け付けています。